

平成 28 年度 第 10 回和水町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：平成 29 年 1 月 10 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

2. 開催場所：和水町役場本庁 3 階大会議室

3. 本日の出席委員は次のとおりである。(21 名)

会 長 2 4 番 蒲池 恭一

会長代理者 2 3 番 石原二千郎

委 員	1 番	坂本 政光	3 番	坂本 博文	4 番	石原 由紀
	5 番	鶴 宏遠	6 番	上妻美津子	7 番	戸上 誠一
	8 番	小森田義弘	9 番	浦部 貞彦	1 0 番	吉田 広志
	1 1 番	甲斐 正晴	1 2 番	池田 圭吾	1 4 番	北原 博幸
	1 5 番	杉村 幸敏	1 6 番	池田 浩二	1 7 番	深草 義久
	1 8 番	松村 勝徳	1 9 番	古田 博	2 0 番	上田 憲一
	2 2 番	高木 義則				

4. 本日の欠席委員は次のとおりである。(1 名)

1 3 番 庄山 秀一 2 1 番 徳永 志誠

5. 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名人の氏名

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 事業計画変更承認申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

議案第 4 号 農地・非農地の判定について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事 務 局 長 石原 忠邦

係 長 渡邊 豊和

主 事 庄山桂太郎

7. 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

事務局（石 原）	1 開 会 それでは定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めたいと思います。まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆さまご起立をお願いします。「こんにちは。」ご着席ください。 それでは、ただ今から平成 28 年度第 10 回和水町農業委員会総会を開会します。
事務局（石 原）	2 会議成立宣言 それでは、会議成立宣言でございます。和水町農業委員会会議規則第 6 条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」となっております。本日は、23 名中 21 名が出席でございますので、本会議が成立することを宣言いたします。
事務局（石 原）	3 会長挨拶 会長挨拶でございますが、同会議規則第 4 条の規定によりまして、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長におかれましては挨拶のあと、引き続き議事の進行をよろしくお願いいたします。それでは、会長挨拶をお願いします。
会 長（蒲 池）	みなさん、「新年あけましておめでとうございます」。新年あけまして穏やかな天気恵まれ農作業も進んでいることと思います。世界情勢もトランプ次期大統領が今月 20 日に就任予定でネット上でもトヨタ自動車を取り出される中でどのように対応しなければならないのか、我々も本年度から農業改革とのことで、農業委員会組織の改革もありました、その中で皆様には例年になく遊休農地の現地確認とかまた、非農地の判定現地確認に 11 月末から 1 月まで行っていただき健康に留意して農業委員としての責任を果たしていただきたいと思います。農業委員会としてあるべき姿を共有しながら T P P や F T A になるか分かりませんが、我々の農地をどう守っていくかと考える組織にしたいと思っています。簡単ですけども挨拶に代えさせて頂き議事に入らせていただきます。本年もどうぞよろしくお願い致します。
議 長（蒲 池）	4 議事録署名人の氏名 それでは、議事録署名委員の指名を行います。和水町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させてい

ただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長(蒲池) それでは、本日の議事録署名委員は、17番 深草委員、18番 松村委員
にお願いいたします。

5 議 事

議長(蒲池) それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といた
します。事務局からの説明をお願いします。

事務局(石原) 失礼します。1ページでございます。議案第1号「農地法第3条第1項の
規定による許可申請について」でございます。

3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内
容及び現地確認により適合するか否か検討することとなっております。審
査基準の項目には、「全部効率利用要件」「農作業従事要件」「下限面積要件」
「地域との調和要件」の4つの基準があります。

適合するか否かの検討結果については、最後にご説明させていただきた
いと思います。

それでは、所有権移転の案件になります。

整番1 譲渡人「大牟田市の[]」、譲受人「山鹿市の[]」、土
地の所在「江栗字名尾 []、田、584 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「70,312 m²」、農作業に従事する者「2名」、
農機具は「ハーベスタ 1台」「消毒機 1台」「動噴 1台」、申請理由は「売
買による規模拡大」でございます。

2ページでございます。使用貸借権設定の案件になります。

整番1 貸渡人「下津原の[]」、借受人「用木の[]」、土地の
所在「下津原字西原 []、田、79 m² 他5筆」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「5,307 m²」、農作業に従事する者「2名」、
農機具は「トラクター 1台」「管理機 1台」、申請理由は「農業者年金受
給による再設定」でございます。

3ページでございます。

整番2 貸渡人「東吉地の[]」、借受人「東吉地の[]」、土地

の所在「東吉地字小路 ■■■■、田、2,312 m² 他 6 筆」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「14,139 m²」、農作業に従事する者「3 名」、農機具は「トラクター 1 台」「田植機 1 台」「コンバイン 1 台」「乾燥機 2 台」、申請理由は「農業者年金受給による再設定」でございます。

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載されました内容及び現地確認等により適合するか否か検討しました結果をご説明させていただきます。

一つが、全部効率利用要件でございます。申請書に基づきまして農業用機械、労働力、技術等から判断しまして、取得後において耕作等の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に農作業常時従事要件でございます。申請書に記載されました耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断いたしますと、基幹的な農作業に常時従事するものと見込まれます。

次に、下限面積要件でございます。農業委員会が定める 30a を上回っております。

最後に、地域との調和要件でございます。取得後においても耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和に支障が生じることはないと思われまゝ。以上でございます。

議 長（蒲 池）

ただ今、事務局の方から説明がございました。続きまして、現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番 1 につきまして、4 番 石原由紀委員の報告をお願いします。

4 番（石原由）

はい。整番 1 について、4 番 石原由紀が説明いたします。

1 月 6 日に、戸上委員と私と事務局で現地確認に行つてまいりました。

申請地は、江栗の野中ファームの西側になります。現況は、イチゴと小松菜のハウスでした。今後も、農地として管理されとのことです。何ら問題ないと思われまゝ。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長（蒲 池）

はい。ありがとうございました。続きまして、使用貸借権設定の整番 1 につきまして、7 番 戸上委員の報告をお願いします。

7 番（戸 上）

はい。使用貸借権設定の整番 1 について、7 番 戸上が説明いたします。

1 月 6 日に、石原由紀委員と事務局で現地確認に行つてまいりました。

申請地は、赤穂原及び貸渡人宅周辺の農地になります。現況は、野菜畑

等でした。今後も、農地として管理されとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いします。

議長(蒲池) はい。ありがとうございました。続きまして、使用貸借権設定の整番2につきまして、19番 古田委員の報告をお願いします。

19番(古田) はい。使用貸借権設定の整番2について、19番 古田が説明いたします。1月5日に、上妻委員と私と事務局で現地確認に行っていました。申請地は、貸渡人宅周辺になります。現況は、雨よけナスと水稻でした。今後も、農地として管理されとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いします。

議長(蒲池) はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。

議案第1号につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議長(蒲池) ないようでございますので、採決をしたいと思います。議案第1号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

議長(蒲池) はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号「事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局(石原) 4ページでございます。事業計画変更の案件になります。

整番1、申請人「江田の[REDACTED]」、土地の所在地「江田字石場 [REDACTED]、畑、440㎡」でございます。

転用目的「太陽光発電施設」、事業計画「太陽光パネル84枚286㎡、駐車場5台154㎡」、工事期間「平成29年2月1日から平成29年7月31日まで」となっております。

申請人は、平成16年に「一般住宅」を建てるため5条申請をされていましたが、隣接地に住宅を建築したため、駐車場及び家庭菜園として利用さ

れていました。既に所有権移転登記も完了しており、当該申請地を有効活用するため、隣接する宅地と併せて太陽光発電施設を整備されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。4条の事業変更1でございます。

申請の位置につきましては、1ページの管内図及び2ページの住宅地図でご確認いただきたいと思います。そして、3ページが字図で、4ページが配置図となっております。

太陽光発電施設及び駐車場のため、給水、汚水及び生活雑排水はありません。雨水につきましては自然浸透となっております。

この転用に係る許可基準に照らした結果につきましてご説明させていただきます。

まず、農地区分でございます。この申請地は役場からおおむね300m以内のため「第3種農地」に該当しており、原則許可となります。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は融資証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成29年7月31日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲は住宅地であり、農地はありません。以上でございます。

議長(蒲池)

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がございました。続きまして現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番1につきまして22番 高木委員の報告をお願いします。

22番(高木)

はい。整番1について、22番 高木が説明いたします。

1月6日に、戸上委員と石原由紀委員と私、事務局で現地確認を行ってまいりました。申請地は、申請者宅の横になります。現況は駐車場及び家庭菜園でした。雨水につきましては自然浸透されます。周囲は住宅地で農地はありませんでした。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長(蒲池)

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第2号につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（蒲池） ないようでございますので、採決したいと思います。議案第 2 号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

議長（蒲池） はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 2 号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することといたします。

次に、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。今回整番 5 と 6 に [REDACTED] の関与される案件がございますので、まずは、それを除いて審議したいと思います。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（石原） 失礼します。5 ページでございます。議案第 3 号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」でございます。

今回から、議案に記載された以外の事項について説明いたします。

6 ページでございます。賃貸借権設定の案件です。

整番 1、貸人「江田の [REDACTED]」、借人「瀬川の [REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「67 歳」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「水稻・麦」、農作業従事者数「1 名」でございます。

整番 2、貸人「瀬川の [REDACTED]」、借人「瀬川の [REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「68 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 3、貸人「瀬川の [REDACTED]」、借人「瀬川の [REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 1 に同じでございます。

整番 4、貸人「蜻浦の [REDACTED]」、借人「瀬川の [REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 1 に同じでございます。

7 ページでございます。

整番 7、貸人「久井原の [REDACTED]」、借人「瀬川の [REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 1 に同じでございます。

整番 8、貸人「竈門の[REDACTED]」、借人「竈門の[REDACTED]」、利用内容「飼料」、借り手の農業経営状況、年齢「54 歳」、農作業従事日数「340 日」、主な経営作物「酪農」、農作業従事者数「4 名」でございます。

整番 9、貸人「竈門の[REDACTED]」、借人「竈門の[REDACTED]」、利用内容「柿」、借り手の農業経営状況は、年齢「47 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「ブドウ・柿」、農作業従事者数「3 名」でございます。

整番 10、貸人「神戸市の[REDACTED]」、借人「竈門の[REDACTED]」、利用内容「飼料」、借り手の農業経営状況は整番 8 に同じでございます。

整番 11、貸人「板橋の[REDACTED]」、借人「竈門の[REDACTED]」、利用内容「飼料」、借り手の農業経営状況は整番 8 に同じでございます。

8 ページでございます。

整番 12、貸人「竈門の[REDACTED]」、借人「竈門の[REDACTED]」、利用内容「飼料」、借り手の農業経営状況は整番 8 に同じでございます。

整番 13、貸人「竈門の[REDACTED]」、借人「竈門の[REDACTED]」、利用内容「飼料」、借り手の農業経営状況は整番 8 に同じでございます。

整番 14、貸人「竈門の[REDACTED]」、借人「竈門の[REDACTED]」、利用内容「飼料」、借り手の農業経営状況は整番 8 に同じでございます。

整番 15、貸人「竈門の[REDACTED]」、借人「竈門の[REDACTED]」、利用内容「飼料」、借り手の農業経営状況は整番 8 に同じでございます。

整番 16、貸人「高野の[REDACTED]」、借人「高野の[REDACTED]」、利用内容「飼料」、借り手の農業経営状況は、年齢「62 歳」、農作業従事日数「350 日」、主な経営作物「繁殖牛」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 17、貸人「下津原の[REDACTED]」、借人「中和仁の[REDACTED]」、利用内容「野菜」、借り手の農業経営状況、年齢「44 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「野菜」、農作業従事者数「4 名」でございます。

整番 18、貸人「下津原の[REDACTED]」、借人「中和仁の[REDACTED]」、利用内容「野菜」、借り手の農業経営状況は整番 17 に同じでございます。

9 ページでございます。

整番 19、貸人「下津原の[REDACTED]」、借人「中和仁の[REDACTED]」、利用内容「野菜」、借り手の農業経営状況は整番 17 に同じでございます。

整番 20、貸人「下津原の[REDACTED]」、借人「中和仁の[REDACTED]」、利用内容「野菜」、借り手の農業経営状況は整番 17 に同じでございます。

整番 21、貸人「下津原の[REDACTED]」、借人「竈門の[REDACTED]」、利用内容「飼料」、借り手の農業経営状況は整番 8 に同じでございます。

整番 22、貸人「板楠の[REDACTED]」、借人「上板楠の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「4 名」でございます。

整番 23、貸人「津田の[REDACTED]」、借人「津田の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「63 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 24、貸人「津田の[REDACTED]」、借人「板楠の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「29 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「1 名」でございます。

整番 25、貸人「津田の[REDACTED]」、借人「津田の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 23 に同じでございます。

整番 26、貸人「津田の[REDACTED]」、借人「津田の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 23 に同じでございます。

整番 27、貸人「津田の[REDACTED]」、借人「津田の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 23 に同じでございます。

10 ページでございます。

整番 28、貸人「平野の[REDACTED]」、借人「平野の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「66 歳」、農作業従事日数「320 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 29、貸人「東吉地の[REDACTED]」、借人「東吉地の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「48 歳」、農作業従事日数「100 日」、主な経営作物「水稻・ナス」、農作業従事者数「3 名」でございます。

整番 30、貸人「東吉地の[REDACTED]」、借人「上板楠の[REDACTED]」、利用内容「キウイ」、借り手の農業経営状況、年齢「54 歳」、農作業従事日数「230 日」、主な経営作物「たけのこ・キウイ・水稻」、農作業従事者数「4 名」でございます。

整番 31、貸人「西吉地の[REDACTED]」、借人「和仁の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「42 歳」、農作業従事日数「50 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「1 名」でございます。

整番 32、貸人「西吉地の[REDACTED]」、借人「和仁の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 31 に同じでございます。

整番 33、貸人「熊本市の[REDACTED]」、借人「和仁の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 31 に同じでございます。

整番 34、貸人「上和仁の[REDACTED]」、借人「西吉地の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「25 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻・たけのこ」、農作業従事者数「3 名」でございます。

11 ページでございます。

整番 35、貸人「中和仁の[REDACTED]」、借人「中和仁の[REDACTED]」、利用内容「水稻・野菜」、借り手の農業経営状況は整番 17 に同じでございます。

12 ページでございます。使用貸借権設定の案件です。

整番 1、貸人「福岡市の[REDACTED]」、借人「原口の[REDACTED]」、利用内容「野菜」、借り手の農業経営状況、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「野菜」、農作業従事者数「2 名」でございます。

13 ページでございます。賃貸借権設定の中間管理権の案件です。

整番 1、貸人「玉名市の[REDACTED]」、借人「熊本市の[REDACTED]」でございます。

14 ページでございます。使用貸借権設定の中間管理権の案件です。

整番 1、貸人「上和仁の[REDACTED]」、借人「熊本市の[REDACTED]
[REDACTED]」でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議長（蒲 池） ただ今、事務局から整番 5 及び 6 を除く議案第 3 号について説明がありました。皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

議長（蒲 池） 農地中間管理権の使用貸借整番 1 の [REDACTED] さんは、息子さんに貸されるのですか？

事務局（渡 邊） 息子さんではなく会社に貸されることになっています。法人会に入っておられまして、中間管理権を利用して今回貸出されるものです。

議長（蒲 池） 他に何かありませんか？

【異議なしの声あり】

議長（蒲 池） それでは、ないようでございますので、整番 5 及び 6 を除く議案第 3 号について承認される方の挙手をお願いします。

【挙手全員】

議長（蒲 池） ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。続きまして、整番 5 及び 6 を審議したいと思います。[REDACTED]
[REDACTED] の退室をお願いします。

【[REDACTED] 退室】

議長（蒲 池） それでは、事務局からの説明をお願いします。

事務局（石 原） 失礼します。6 ページでございます。貸貸借権設定の案件です。
整番 5、貸人「蜻浦の [REDACTED]」、借人「蜻浦の [REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「58 歳」、農作業従事日数「200 日」、主

な経営作物「水稻・ナス」、農作業従事者数「2名」でございます。

整番6、貸人「蜻浦の[REDACTED]」、借人「蜻浦の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番5に同じでございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議長（蒲池） ただ今、事務局から整番5及び6について説明がありました。皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議長（蒲池） それでは、ないようでございますので、整番5及び6について承認される方の挙手をお願いします。

【挙手全員】

議長（蒲池） ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。[REDACTED]の入室をお願いします。

【[REDACTED]入室】

議長（蒲池） 続きまして、議案第4号「農地・非農地の判定について」でございます。事務局からの説明をお願いします。

事務局（石原） 失礼します。別冊でお配りしている議案第4号「農地・非農地の判定について」をご覧ください。

農地法第30条の農地利用状況調査の結果、再生困難な農地については再度現地を確認し、農地に該当するか否かについて判断し、農業委員会総会の議決により判定することになっております。総会で非農地として認められた場合は、所有者等へ非農地通知書を発送し、地目変更登記を行っていただいております。

それでは、別冊でお配りしている議案について説明させていただきます。表紙をめくっていただくと、集計表を載せております。2ページの合計欄をご覧ください。現地確認総数は882筆 655,679㎡、その内、非農地が853

	筆、632,257㎡、保全管理が27筆 19,950㎡、A農地が2筆 3,472㎡でございます。3ページから地区ごとに個別表を載せております。内容につきましては、現地確認いただいた日ごとに、委員からご報告いただきたいと思います。以上でございます。
議 長（蒲 池）	それでは、4番 石原由紀委員から報告をお願いします。
4 番（石原由）	はい。4番 石原由紀が報告します。 平成28年11月25日に、私と坂本政光委員と事務局で、用木地区と萩原地区と蜻浦地区の現地確認を行いました。 用木地区で13筆 8,456㎡、萩原地区で43筆 29,709㎡、蜻浦地区で22筆 12,453㎡を非農地として判断しました。
議 長（蒲 池）	続きまして、1番 坂本政光委員から報告をお願いします。
1 番（坂本政）	はい。1番 坂本政光が報告します。 平成28年11月30日に、私と小森田委員と事務局で、江田地区の現地確認を行いました。 江田地区で77筆 62,093㎡を非農地として判断しました。
議 長（蒲 池）	続きまして、11 番 甲斐委員から報告をお願いします。
1 1 番（甲 斐）	はい。11 番 甲斐が報告します。 平成 28 年 12 月 1 日に、私と吉田委員と事務局で、瀬川地区と原口地区と米渡尾地区の現地確認を行いました。 瀬川地区で 29 筆 19,070 ㎡、原口地区で 10 筆 5,386 ㎡、米渡尾地区で 19 筆 9,778 ㎡を非農地として判断しました。
議 長（蒲 池）	続きまして、18 番 松村委員から報告をお願いします。
1 8 番（松 村）	はい。18 番 松村が報告します。 平成 28 年 12 月 2 日に、私と上田委員と事務局で、内田地区と久井原地区と竈門地区と江栗地区の現地確認を行いました。 内田地区で 16 筆 14,366 ㎡、久井原地区で 3 筆 1,708 ㎡、竈門地区で 11 筆 8,547 ㎡、江栗地区で 15 筆 15,375 ㎡を非農地として判断しました。
議 長（蒲 池）	続きまして、22 番 高木委員から報告をお願いします。

22番(高木)	はい。22番 高木が報告します。 平成28年12月5日に、私と石原二千郎委員と事務局で、久米野地区と岩尻地区の現地確認を行いました。 久米野地区で16筆 8,878 m²、岩尻地区で27筆 16,035 m²を非農地として判断しました。
議長(蒲池)	続きまして、7番 戸上委員から報告をお願いします。
7番(戸上)	はい。7番 戸上が報告します。 平成28年12月6日に、私と石原由紀委員と事務局で、高野地区と榎原地区と焼米地区の現地確認を行いました。 高野地区で53筆 51,074 m²、榎原地区で9筆 6,110 m²、焼米地区で4筆 3,220 m²を非農地として判断しました。
議長(蒲池)	続きまして、8番 小森田委員から報告をお願いします。
8番(小森田)	はい。8番 小森田が報告します。 平成28年12月7日に、私と戸上委員と事務局で、志口永地区と下津原地区の現地確認を行いました。 志口永地区で19筆 14,367 m²、下津原地区で77筆 52,427 m²を非農地として判断しました。
議長(蒲池)	続きまして、16番 池田浩二委員から報告をお願いします。
16番(池田浩)	はい。16番 池田浩二が報告します。 平成28年12月12日に、私と北原委員と事務局で、平野地区と岩地区の現地確認を行いました。 平野地区で23筆 13,797 m²、岩地区で63筆 43,447 m²を非農地として判断しました。
議長(蒲池)	続きまして、12番 池田圭吾委員から報告をお願いします。
12番(池田圭)	はい。12番 池田圭吾が報告します。 平成28年12月15日に、私と坂本博文委員と事務局で、津田地区の現地確認を行いました。 津田地区で176筆 131,875 m²を非農地として判断しました。

議 長（蒲 池）	最後に、17 番 深草委員から報告をお願いします。
17 番（深 草）	はい。17 番 深草が報告します。 平成 28 年 12 月 19 日に、私と古田委員と事務局で、大田黒地区の現地確認を行いました。 大田黒地区で 128 筆 104,086 ㎡を非農地として判断しました。
議 長（蒲 池）	はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第 4 号について皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。
議 長（蒲 池）	農振地についても非農地化できるのですか？
事務局（渡 邊）	現場を見ていただくと杉とか竹が生えていて森林のようになっている状態です。農地総会にかける前に農振の担当課の農林振興課にこのデータを確認してもらっています。農振の見直しの時に除外していただくことにしています。非農地化にあたっては、周囲の状況等を判断して現地を確認するようにしています。非農地化にあたっては、長年の遊休農地に雑木や竹が入ってきて森林のようになったものが対象です。本来杉やヒノキ、クヌギの植林については、農地法の 4・5 条の許可を必要とします。
議 長（蒲 池）	他に質問はありませんか？ 【異議なしの声あり】
議 長（蒲 池）	それでは、ないようでございますので、議案第 4 号について承認される方の挙手をお願いします。 【挙手全員】
議 長（蒲 池）	ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。
議 長（蒲 池）	6 報 告 これで、議事の方は終了いたしました。次に 6 の報告を事務局からお願いします。

事務局（石 原） 16・17 ページでございます。中途解約通知書が 4 件提出されています。
以上でございます。

7 その他

議 長（蒲 池） 次に、その他でございます。事務局からお願いします。

事務局（石 原） 失礼します。9 ページでございます。

1) 次回総会日 平成 29 年 2 月 13 日（月）午後 9 時 00 分から、
和水町三加和公民館 2 階研修室で行います。

2) 農業委員視察研修

総会終了後、山口県宇部市農業委員会、農林振興課及び NPO 法人学生耕作隊へ視察研修に行きます。出欠の連絡を 1 月 20 日（金）までをお願いします。なお、バス代や高速代等の共通経費につきましては、参加の有無を問わず、皆さんで負担して頂きますので、あらかじめご了承ください。

議 長（蒲 池） それでは、その他で皆様方から何かございませんでしょうか。
ないようでございますので、終わりたいと思います。

8 閉 会

議 長（蒲 池） ご起立をお願いします。これをもちまして、平成 28 年度第 10 回和水町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 17 番

署 名 委 員 18 番

会議録調製者	渡邊 豊和
本誌 表紙共	枚